

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 45 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
	昭和 56 年度
	昭和 62 年度
	平成 7 年度
	平成 11 年度
	平成 18 年度
	平成 24 年度
	平成 29 年度
	令和 5 年度

## 鹿沼農業振興地域整備計画書

令和 5 年 4 月

栃 木 県 鹿 沼 市

## 目次

第1 農用地利用計画.....	3
1. 土地利用区分の方向 .....	3
2. 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項.....	9
3. 農用地利用計画.....	9
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	10
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	10
2. 農業生産基盤整備開発計画.....	13
3. 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	13
4. 他事業との関連.....	13
第3 農用地等の保全計画 .....	14
1. 農用地等の保全の方向 .....	14
2. 農用地等保全整備計画 .....	14
3. 農用地等の保全のための活動 .....	14
4. 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	15
第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	16
1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	19
3. 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	20
4. 地球温暖化その他環境問題との関連 .....	20
第5 農業近代化施設整備計画 .....	21
1. 農業近代化施設の整備の方向.....	21
2. 農業近代化施設整備計画 .....	22
3. 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	22
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	23
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 .....	23
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	23
3. 農業を担うべき者のための支援の活動 .....	23
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 .....	24
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	24
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 .....	24
3. 農業従事者就業促進施設 .....	25
4. 森林整備その他林業の振興との関連.....	25
第8 生活環境施設の整備計画 .....	26
1. 生活環境施設の整備の目標.....	26
2. 生活環境施設整備計画.....	26
3. 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	26
4. その他の施設の整備に係る事業との関連.....	26

第9 付図.....別添

1. 土地利用計画図（付図1号）
2. 農業生産基盤整備計画図（付図2号）
3. 農業従事者就業促進施設整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画.....別添

- (1) 農用地区域
- (2) 用途区分

## 第1 農用地利用計画

### 1. 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア. 鹿沼市の概況

###### (ア)位置と地形

本市は栃木県の県央西部に位置し、北部は日光市、東部は宇都宮市、南部は壬生町・栃木市、西部は佐野市・群馬県みどり市に接している。東西 32.97km、南北 28.17km に及ぶ面積 490.64 km<sup>2</sup>を有し、西部山地、中央低地、東部台地の3つの地形で成り立っている。西部山地は、標高約 500m から約 1,500m に達する山岳地帯である。前日光県立自然公園の区域を含み、豊かな自然が広がっている。中央低地は、西北部を源とした清流や、市の中央を流れる黒川などの河川沿いに発達した沖積低地で、古くからの市街地と広大な水田地帯が形成されている。東部台地は、新しい市街地や畑、平地林などが広がる沖積台地である。

###### (イ)気象

東日本の内陸型の特徴を有している。夏は高温で雷の発生が多く、冬は低温で晴天が多い。近年では、地球温暖化等による気候変動により、特に梅雨時期から台風の時期にかけ大雨が降る傾向が強まっており、台風や集中豪雨による被害を受けている。

###### (ウ)交通

交通網は、東北自動車道や東武日光線及び JR 日光線が通り、日本各地へのアクセスに優れている。都内まで約 100km という立地にあり、大消費地に近いというだけでなく、このアクセスの良さから、「半農半 X」(※1)やデュアルライフ(二地域居住)、グリーンツーリズム(※2)など近年の「田園回帰」の流れにおける優位性も有している。また、中央卸売市場や、東京国際空港、成田国際空港、茨城空港へのアクセスも容易であり、輸出も視野に入れやすい。

(※1) 農業とそれ以外の何か=Xを両立していくライフスタイル

(※2) 農村において農業体験や自然・人々との交流をすること

###### (エ)人口と産業構造

人口は、減少傾向にある。平成 27 年の国勢調査では総人口 98,374 人であったのに対し、令和 2 年には 94,033 人と約 4%減少した。令和 7 年には総人口が 9 万人を切り、65 歳以上の人口割合は約 35%と推計されており、人口減少・少子高齢化は、今後ますます進むものと予想される。

産業構造としては、第 2 次産業と第 3 次産業の割合が 9 割以上を占める。本市は面積の約 7 割を山林が占め、地場産業として林業・木工業が発展し「木のまち鹿沼」を形成してきた。しかし、昭和 55 年の国勢調査では約 19%を占めていた第 1 次産業は、令和 2 年には約 6%へと大幅に減少し

た。農林業センサスによると、平成 2 年には 5,486 戸あった農家戸数は、令和 2 年には 2,782 戸へと 30 年間で約半数にまで減少した。人口減少・少子高齢化に加え、工業団地の造成等により都市化・工業化が進み、恒常的勤務による専業農家が減少したことによって後継者が不足し、農業の担い手不足が深刻化している。

## イ. 土地利用の構想

### (ア) 農業の振興方針

本市の農業・農村を取り巻く環境は、都市化・工業化の進展に伴う農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化や人口減少などにより一段と厳しくなっており、農村地域の活力低下などの問題を抱えている。また、農業従事者が不足することにより、遊休農地や耕作放棄地の増加も見込まれている。さらに、昨今では、世界情勢の影響による資材や肥料の高騰、コロナ禍による消費量の減少などを反映した農産物価格の適正化が図られにくいことなどが原因で農業経営悪化の状況が生じている。

このような状況を踏まえて、農業の担い手の育成、農地の有効活用、環境に配慮した農業、マーケットイン(※3)の発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した生産、販売、加工など、長期的な展望に立った対策が必要となる。

よって、本市の農業振興については、担い手の確保や育成のための事業を推進するとともに、企業等新たな担い手の参入促進、基盤整備などを用いて、優良な農地の確保と保全を強化する。また、実質化された「人・農地プラン」に基づいて、効率的かつ効果的に農地の集積・集約化を推し進め、経営規模の拡大と機械導入による低コスト化や高収益作物の導入とブランド化を図る。また、自然・田園景観を保全し、農業・農村の持つ多面的機能を維持することで、魅力ある農村づくりを推進する。

さらに、新技術の導入による省力化・効率化、減農薬などによる環境負荷の低減によって経営の合理化を進め農業技術の向上を促進し、生産性の向上と高付加価値化を目指していく。また、大消費地に近いことを生かした農産物の供給体制を確立し、地域産業全体の活性化に向けた取組を促進していく。

(※3) 生産・販売活動の際に、消費者ニーズを満たすことを最優先すること

### (イ) 土地利用の方針

本計画は、「食料・農業・農村基本法」(平成 11 年 7 月制定)を受けた「食料・農業・農村基本計画」(令和 2 年 3 月変更)、国の指針である「農用地等の確保等に関する基本指針」(令和 2 年 12 月変更)、県の方針である「栃木県農業振興地域整備基本方針」(令和 3 年 4 月変更)、市の最上位計画である「第 8 次鹿沼市総合計画」(令和 4 年 4 月策定)との整合を図りつつ、農業振興地域における総合的なマスタープランとして、おおむね 10 年先を見通して策定する。

本市は、人口減少・少子高齢化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために「第8次鹿沼市総合計画」を策定し、「花と緑と清流のまち 笑顔あふれるやさしいまち」の実現に向けた施策を総合的に展開した。総合計画や、本市の都市計画における農業地域の将来像を尊重しつつ、関係機関との調整を図りながら、農業振興のために定めるものとする。

また一方で、大規模工場などの立地需要に対応するために産業団地の拡大を図る方針もあることから、これらのニーズへの対応と、農地の流動化に伴い農地の出し手となった農業者の就業確保のための方策について、総合的に調整を図るものとする。

表 農業振興地域の土地利用動向 単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R2年)	5,622.4	46.1	40.2	0.3	3,519.6	28.9	3,016.8	24.7	12,199.0	100.0
目標 (R15年)	5,509.3	45.2	44.9	0.4	3,512.8	28.9	3,107.7	25.5	12,174.7	100.0
増減	△113.1	△0.9	4.7	0.1	△6.8	-	90.9	0.8	△24.3	-

(注)令和2年度「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」調査、農政課推計

#### ウ. 農用地区域の設定方針

##### (7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内における現況農用地 5,622haのうち、次のaからfまでに掲げる農用地を除いた 4,335haについて農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地のうち 10ha 未満の農用地
- b 公共施設の用に供された土地であり、市農業振興地域整備計画との整合性が図られる土地
- c 市農業振興地域整備計画の策定以前から非農地等として利用していたことが明確な土地又は市農業委員会が非農地証明書を交付することが可能な土地
- d 社会的、経済的経過においてスプロール化（市街地の無秩序な拡大）により取り残された土地や公共事業等の開発により分断された小規模で不整形な土地
- e 山林原野中にある分散された農地で、おおむね 10 年を見通して農業上の利用を目的とする確保が困難で、その位置や地形、耕作条件等、農業振興における検討の結果、農業上の利用においてその確保が適当でない土地
- f 農村集落区域内に介在又は孤立的に存在している狭小な土地で、その利用確保が地域の農業振興において適当でない土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、一体的に保全する必要がある当該農用地について農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域における農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況山林・原野についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内の現況山林・原野については土地改良事業等の予定がないため、農用地区域の設定は行わない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

基盤整備事業の実進を進め、農用地の高度利用を促進する。また、多面的機能支払交付金等を活用した農業用水路や畦畔等の保全管理を通じ、農用地や水などの地域資源の保全を図り、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に努めていくほか、家畜排せつ物やもみ殻等の有機性資源の利活用を図り、消費者の安心・安全志向に対応した環境保全型農業を推進する。

集団的に存在する農用地については、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積等を促進するとともに、集落営農組織を育成し、大型農業機械の導入によりさらなる農業の効率化を図る。また、農用地の出し手の安定的な生活基盤の確保に利するため、農用地以外としての利用についても検討する。

イ. 用途区分の構想

(ア) 中心市街地（鹿沼地区）

本地域は市街化区域が中心であり、農業振興地域に指定されている範囲は少ない。農道が狭い、市街地内の移動が必要であるなど条件が悪く、農地維持が困難である。基盤整備の検討や、地区内で維持していく農地を明確化し、それ以外の農地については非農地としての活用も視野に入れる。

(イ) 菊沢地域（菊沢地区）

基盤整備が完了又は予定されている地域については、農用地の集積・集約を推進し、引き続き農用地として利用していく。

畑については、果樹や露地野菜を中心とした農業経営が行われていることから、果樹の主産地形成を図るべく農地利用を図る。

一方、農道が狭く農業機械の利用が困難である農地など、今後も農業生産性の改善が見込めないと認められる地域については農地以外の利用も検討し、有効な土地利用を促進する。

(ウ) 東部台・北犬飼地域（北犬飼地区）

本地域の農用地は大部分が畑で、花きや花木、露地野菜、麦類を中心とした農業経営が行われている。また、本市の主要な農産物のひとつであるにらの栽培も盛んである。

基盤整備が完了又は予定されている地域については、農用地の集積・集約を推進し、引き続き農用地として利用していく。

また、新たな産業系用地の検討も進められているため、非農業的土地利用との調整を図りながら農業と商工業の発展につなげていく。

(エ) 押原地域（北押原地区・南押原地区）

本地域は、計画的に生産基盤の整備が行われており、稲作や施設園芸が盛んな地域である。本市の「いちご新規就農者研修制度」の研修先である施設を中心に、新規就農者によるいちごの栽培が増えている。

今後も担い手への集約・集積を進めて農用地の流動化を図り、スケールメリット(※4)を生かした効率的な農業を推進するため、引き続き優良農地の確保と保全を図る。

また、市街地に隣接した地域では、農地と宅地の混在化が多くみられるため、定住基盤の整備を図ることで、土地の利用区分を明確にし、バランスのとれた農村環境を目指す。

(※4) 規模を大きくすることで得られる利益

(オ) 栗野地域（栗野地区・粕尾地区・永野地区・清洲地区）

水稲を中心として施設野菜、花き等の生産が行われている。基盤整備が完了している農地が多く、今後はこれらの適切な維持管理と有効活用を促進する。

鳥獣害被害が深刻であり、耕作放棄地の増加が見込まれるため、担い手への集約・集積を推進していく。

前日光県立自然公園の指定を受けている横根地区については、今後も採草放牧地として利用する。



(カ) 西北部地域（東大芦地区・板荷地区・西大芦地区・加蘇地区・南摩地区）

本地域は、耕作放棄地の増加や野生鳥獣被害といった課題を抱えている。また、山間部の傾斜地で小規模な畑が多く、農作業等の機械化を図るための条件に恵まれていないことから大規模化が難しい地域であり、生産基盤整備や農地の流動化を推進し優良農地の確保に努めるとともに、在来作物の掘り起こしや新規作物の導入を図ることで小規模農地の有効利用を推進する。

また、森林資源などの保全・活用を推進しつつ林業や観光・レクリエーション産業などの新たな振興策を推進するほか、新規就農者や都市からの移住者の定住促進及び企業等の農業参入を促し地域活性化を図る。

基盤整備事業を実施した地域については、優良農地の確保・維持に努める。

ウ．特別な用途区分の構想

特になし

## 2. 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

### (1) 基準年（令和 2 年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,223ha

### (2) 目標年（令和 15 年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積

農用地等を農用地以外の用途に供するための農用地区域から除外や荒廃農地の発生について、過去 5 年間のすう勢が今後も引き続き継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 240ha

### (3) 目標年（令和 15 年）までに見込まれる農用地区域への編入面積

農振白地地域の農地のうち、10ha 以上の集団的に存在する農地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

農用地区域への編入面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33ha

### (4) 目標年（令和 15 年）までに見込まれる荒廃農地の抑制及び再生面積

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等や多面的機能支払交付金による地域活動の実施により、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する。

また、現在もしくは今後発生する荒廃農地については、農業経営の安定化に向けた取組によって再生・有効利用を図ることとする。

荒廃農地発生の抑制及び再生面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78ha

〔※抑制面積は今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する面積である。〕  
〔※再生面積は現在発生している荒廃農地を再生する面積である。〕

### (5) 目標年（令和 15 年）において確保される農用地等の面積

農地（耕地）面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,094ha

## 3. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の農用地の面積は 5,622ha で田が 3,853ha、畑が 1,523ha、樹園地が 187ha、採草放牧地が 58ha であり、それぞれの地域に応じた経営状況により土地の利用が図られている。

本市の生産基盤整備状況は計画面積 3,134ha に対し 86.7% (R2) となっており、未整備地区としては、南部の黒川右岸及び武子川沿岸、西北部中山間地帯、東部畑作地帯となっている。

引き続き、担い手への農地集積・集約を促進するためにも、未整備区域は生産コストの低減に向けたほ場整備を進め、生産基盤整備済み区域については用排水路など土地改良施設の保全管理にむけたストックマネジメントなどの取組や多面的機能支払交付金等の地域ぐるみでの活動を通して、優良農用地の保全に努め農業生産性の向上を目指す。

#### ア. 板荷地区

西北部中山間地帯に属し、山あいの傾斜地と黒川の流域に混在する農用地により構成され、生産基盤整備が遅れている地区である。

今後は、山村振興対策、生産基盤整備により農業生産の向上を目指すとともに生活環境の改善を図っていく。また、農業用水確保の観点から、水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の推進に努める。

#### イ. 西大芦地区

西北部中山間地帯に属し、山あいの傾斜地と大芦川の流域に混在する農用地により構成され、生産基盤整備が非常に遅れている地区である。本地区は農地面積も少なく過疎化が進行しており、山林資源の活用、観光開発等により住民の生活を安定させる施策が強く望まれている。

今後は、山村振興対策、生産基盤整備により農業生産の向上を図るとともに、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### ウ. 加蘇地区

西北部中山間地帯に属し、山あいの傾斜地と荒井川の流域に混在する農用地により構成され、生産基盤整備が遅れている地区である。

今後は、山村振興対策、生産基盤整備により農業生産の向上を図るとともに、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

## エ. 南摩地区

本地区の属する西北部中山間地帯は、山あいの傾斜地と南摩川の流域に混在する農用地により構成され、生産基盤整備が遅れている。

今後は、生産基盤整備等により農業生産の向上を図るとともに、農業用水確保の観点から、水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の推進に努める。

西南部水田地帯においては、比較的生産基盤整備が進んでいる地区である。

今後は農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

## オ. 東大芦地区

西南部水田地帯に属し、大芦川に沿った細長い形状の田と畑が混在する地区であり、大芦川沿岸の酒野谷、上日向、下日向、深岩、下沢の一部、大芦川右岸の下沢引田地区については生産基盤整備が完了しており、現在、引田地区、笹原田地区で生産基盤整備を実施中である。

今後は農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努めるとともに、農地利用の最適化や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

## カ. 北押原地区

西南部水田地帯の広範な水田を有する地区で、上殿町、上奈良部町、下奈良部町、日光奈良部町の一部で生産基盤整備が完了している。

今後は東武日光線東側の塩山町において、作業効率の向上・農業生産性向上のため生産基盤整備を推進する必要がある。また、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努めるとともに、農地利用の最適化や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

## キ. 南押原地区

西南部水田地帯の広範な水田を有する地区で、比較的生産基盤整備が進んでいる。

今後は農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業用水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### ク. 菊沢地区

東部畑作地帯に属し、比較的水田が多い地区であり、生産基盤整備は富岡、見野、武子、下遠部、栃窪において実施された。現在は、武子川沿岸の千渡地区の生産基盤整備を実施中である。

今後は、農業生産の向上を図るとともに、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努めるとともに、農地利用の最適化や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

#### ケ. 北犬飼地区

東部畑作地帯における広範な面積を有し、畑作物の主産地形成に努めている。生産基盤整備は、池ノ森、深津地区で完了している。

今後は、農産物供給体制の強化と、区画拡大を含む再整備や作業効率向上のため農道舗装や排水路改良を進めるとともに、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### コ. 鹿沼地区

市のほぼ中央に位置し、小集団の農用地が点在している。また、排水条件の悪い水田が多く生産性が低い。

今後は、暗渠排水工事等により排水条件の向上を図るとともに、農業用水確保のため土地改良区や水利組合等組織の管理体制を強化し、地域ぐるみでの活動による既存農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### サ. 栗野地区

第1次農業構造改善事業、第2次農業構造改善事業、団体営土地改良事業などにより、山間部の傾斜地や山際の小集団の農地を除いて、ほとんどが生産基盤整備を完了している。

今後は、畦畔除去による区画拡大等による簡易整備や再整備と併せ農地バンクを活用し、担い手への農地集積・集約化を促進する。

また、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### シ. 粕尾地区

第1次農業構造改善事業、第2次農業構造改善事業、団体営土地改良事業などにより、山間部の傾斜のきつい農地や山際の小集団の農地を除いて、ほとんどが生産基盤整備を完了している。

今後は、畦畔除去による区画拡大等による簡易整備や再整備と併せ農地バンクを活用し、担い手への農地集積・集約化を促進する。

また、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### ス. 永野地区

県営土地改良事業等により、整備可能な農用地の80%以上が整備されている。

今後は、畦畔除去による区画拡大等による簡易整備や再整備と併せ農地バンクを活用し、担い手への農地集積・集約化を促進する。

また、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

#### セ. 清洲地区

第1次農業構造改善事業、第2次農業構造改善事業、団体営土地改良事業などにより、ほとんどが生産基盤整備を完了している。

今後は、畦畔除去による区画拡大等による簡易整備や再整備と併せ農地バンクを活用し、担い手への農地集積・集約化を促進する。

また、農業用水確保の観点から、土地改良区や水利組合等組織の管理体制強化と、地域ぐるみでの活動による既存の農業水利施設の保全体制の構築及び推進に努める。

### 2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	計画年度
		受益地区	受益面積		
区画整理	ほ場整備	笹原田	33 ha	103	H30～R5（予定）
		引田	34 ha	104	H30～R5（予定）
		千渡	59 ha	105	R4～R11（予定）
		玉田	59 ha	-	未定
		西茂呂	18 ha	-	未定

（注）資料：農政課（令和4年11月時点）

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

農業用水の安定的な供給を確保するため、森林を整備し水源涵養機能を維持するとともに、特用林産物の需要拡大を推進し、農林業の生産基盤整備を進め地域の振興を図る。

### 4. 他事業との関連

「第8次鹿沼市総合計画」等に基づく公共事業の中で、農業振興地域に影響を及ぼすものについては、土地利用計画との整合性を図る中で、関係機関との調整を行う。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1. 農用地等の保全の方向

農地は、将来にわたって食糧の安定供給を確保するとともに、農業の有する多面的機能を発揮するために効率的・効果的な最も基礎的な資源であり、農業生産の基礎となる優良農地を確保・維持していくことが重要である。

本市では、農業従事者の高齢化、担い手の減少や鳥獣害被害等により耕作放棄地が増加し、農用地のかい廃が進行している。耕作放棄地は、本来の農業生産活動がなされないことから、環境悪化により良好な田園景観を阻害し、また、病害虫を招くため、周辺の農用地の生産活動にも悪影響を与える。

本市の農業の持続的発展を図っていくために、農業経営基盤強化促進事業や多面的機能支払交付金、市独自の耕作放棄地対策事業（農地リニューアル事業）等を活用し、農地の流動化を促進させ、耕作放棄地の発生を抑制するとともに、適正な農用地利用計画のもとで、農業生産に必要な農用地を良好な状態で確保・保全し、有効利用を図っていく。

#### 2. 農用地等保全整備計画

新規計画はないが、活動を継続していく。

#### 3. 農用地等の保全のための活動

##### ア. 農用地等の保全活動の実施

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度を活用した共同保全活動によって、農用地等の保全を推進する。

##### イ. 耕作放棄地の解消活動の支援

市独自に耕作放棄地対策事業（農地リニューアル事業）を実施し、解消作業に係る費用負担を軽減し、耕作放棄地の解消を促す。

また、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業による担い手や新規就農者への権利設定等を促進し、耕作放棄地の発生抑制に努めていく。

##### ウ. 担い手への農地集積・集約

実質化された「人・農地プラン」（「地域計画」の策定後は「地域計画」）に基づき、集落での現状と将来についての話し合い活動を通し、集団的な農地利用の方向を定める取組に努めていく。

農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用し、実質化された「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者等の担い手や新規就農者（「地域計画」策定後は、農業を担う者）への農地の利用集積・集約に努めていく。

エ. 農業水利施設の計画的な保全の推進

農業水利施設は、地域の用水源等として重要な役割を果たしている。このため、農業水利施設はストックマネジメント手法による保全管理に取り組み、老朽化対策を推進していく。

また、脆弱化した農業水路施設の整備更新を行い、農村地域の防災力の強化を推進する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

今後、検討する。



#### 第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が維持発展していくためには、他産業従事者と同程度の農業所得が期待できる担い手の育成・確保が必要である。このため、農業経営基盤強化促進事業等により農用地の流動化を推進し、認定農業者などの担い手へ農用地の利用集積・集約、規模拡大を図る。

また、水稲、麦、大豆、施設野菜、露地野菜、果樹、花き、畜産等による複合経営を推進し、農業を主体とする経営体が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得（従事者1人当たり580万円、1経営体当たり730万円程度）、1人当たりの年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるよう、経営感覚に優れた、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

併せて、農用地の高度利用やスマート農業による省力化、農業機械の共同利用等を推進し、生産コストの低減及び年間を通して安定的な経営の確立を目指す。

効率的かつ安定的な経営体の育成目標

営農類型		目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
個別 経営 体	水稲+麦 +大豆	18ha	水稲 10.0ha 麦 8.0ha 大豆 8.0ha	20戸	地域の農用地のうち おおむね 50%～60%
	トマト	0.55ha	冬春トマト 0.55ha	50戸	
	露地野菜 +水稲	14.0ha	水稲 10.0ha 露地野菜 4.0ha	20戸	
	いちご	0.4ha	いちご 0.4ha	150戸	
	にら	0.7ha (収穫面積) 1.4ha (作付面積)	0.7ha (収穫面積) 1.4ha (作付面積)	100戸	
	果樹	2.8ha	なし 2.0ha りんご 0.8ha	20戸	
	こんにやく	3.0ha	こんにやく 3.0ha	13戸	

営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
	花き	0.8ha 鉢花 ハイドラングア 0.3ha シクラメン 0.3ha その他鉢もの 0.1ha 切花 スプレー菊 0.4ha	35戸	地域の農用地のうち おおむね 50%～60%
	肉専用種 (種肥育)	128頭 肥育牛 80頭 出荷牛 48頭	20戸	
	肉専用種 (種繁殖)	65頭 繁殖牛 35頭 出荷子牛 30頭		
	酪農	10.0ha 65頭 成牛 50頭 育成牛 15頭 飼料作物 10.0ha	40戸	
	養豚	出荷肉豚 2,200頭 種雌豚 100頭 種雄豚 10頭	-	
養鶏	12,000羽 採卵鶏 12,000羽	-		
組織 経営 体	水稻+麦 +大豆	50.0ha 水稻 35.0ha 麦 15.0ha 大豆 15.0ha	12集団	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

魅力ある農業経営と生産性の高い農業の確立を図るため、担い手への農地利用集積・集約、経営の合理化による高所得化、環境に配慮した農業の推進などにより、規模拡大及び農用地の効率的利用を図る。

ア. 農用地の流動化

市、市農業委員会、市農業公社等、各関係機関との連携の強化を図り、集落内での話し合いを通じて、認定農業者等育成すべき農業経営体への農地の集積・集約を図る。担い手不足に悩む地域においては、農業への企業参入の道筋を整備し地域内農地の効率的な農地利用を図る。

イ. 省力化・低コスト化

AI・IoT・ICT等の技術を活用したスマート農業による省力化を促進し、経営体質の強化を図る。また、市の補助制度の活用等により農業機械の共同利用を促進し、低コスト化を図る。

ウ. 環境負荷低減の推進

気候変動にともなう大規模災害や病害虫のまん延、地力の低下など生産現場への影響が深刻化しており、食料の安定供給・農業の持続的発展に向けた大きな課題となっている。農業の持続的な展開に向けては、その生産活動に起因する環境への影響を考慮し豊かな環境を維持することが不可欠である。国のみどりの食料システム法を促進し、環境負荷低減へ向けた生産活動を推進する。

## 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 基本方針

本市における農業経営の育成については、鹿沼市農業再生協議会を中心に関係機関・団体等との連携を強化し、個別及び組織活動に対し幅広い支援を積極的に行うことで、認定農業者、農業経営体への農地利用集積・集約を図りながら規模拡大を進め、地域の実態に即した農業経営を確立する。

また、各地区の農業委員による担い手の掘り起こし作業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地中間管理事業、地域農政推進活動により農用地の流動化を促進するとともに、集落営農組織による農作業受委託事業を広く普及し規模拡大を図るとともに、集落営農組織の法人化を推進することで組織強化を図る。

さらに、令和5年以降に策定する「地域計画」に基づき、規模拡大を指向する農業者や集落営農組織への集積・集約化を推進する。

### (2) 重点的に推進しようとする方策

#### ア. 土地利用型農業の育成

地域の農業経営体を中心とした集落営農組織等を積極的に育成し、農用地の利用調整のため、農業経営基盤強化促進事業及び農業委員会の農地移動適正化あっせん事業、農業公社等で行う農地中間管理事業等により、農業経営体への土地集積・集約を行う。

また、以下の①～③に必要な利用権の設定や農作業受委託等の促進を図ることで経営規模の拡大と生産性の向上に努める。

- ① 農用地の高度利用を図るため、作目別作付地の集団化、保全管理水田を含む不耕作地の有効活用及び麦類等の裏作の導入を促進する。
- ② 農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、機械の共同利用、作業単位の拡大、作期の調整及び作付地の集団化を促進する。
- ③ 地力の維持増進、連作障害の防止等を図るため、耕種農家と畜産農家の連携による稲わら交換により堆肥等の有効活用を促進するほか、市堆肥化センターにおいて、市内の畜産農家からの家畜糞尿を堆肥化し、耕種農家への利用を推進する。

#### イ. 施設利用型農業の育成

野菜作を中心とする施設利用型農業については、一帯的な作物の振興を図ることで作付地の団地化を推進するとともに、連作障害による作柄の不安定化を解消するため、連作障害に強い品種や品目の導入、輪作体系の確立を進めながら、地力の維持増進を行う。

#### ウ．農業への企業参入

地域の担い手や後継者不足に悩む中山間地域においては、企業等の農業参入を受け入れ、生産農地を確保することによって、新たな農産物の主産地形成を目指す。

#### エ．スマート農業の推進

農業の現場では、人手の確保とともに、農業の省力化や負担の軽減が重要な課題であり、ロボット、AI、IoT等先端技術を活用したスマート農業による課題の解決や、農業経営の最適化・効率化の推進を図る。

#### オ．地力の維持増進

堆肥化センター等の利用により地域資源である家畜の排せつ物などを有効に活用し、環境と調和した持続性の高い農業を推進するため、耕種農家と畜産農家との連携により良質堆肥の生産と農地への還元による土づくりに努め、地力の増進を図る。また、減農薬の取組や農業用廃プラスチックの適正処理等の環境に配慮した取組を普及し、持続可能な農業を確立する。

### 3．森林の整備その他林業の振興との関連

集落ぐるみの土地利用として、森林を整備し、林地にしいたけのほだ場等の特用林産物の栽培施設を設け、作業の協業化を推進し、経営規模の拡大を図る。

### 4．地球温暖化その他環境問題との関連

地球温暖化により、国内において農作物等への影響が出ていることから、農業施設の大雨対策や、気候に適した品目への転換、品種の変更等、適応策を検討していく。

また、堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度の活用を引き続き推進する。

気候変動に対する緩和・適応策の推進に当たっては、科学的な根拠に基づき生産現場へ導入・拡大することが重要であることから、専門家と連携して活動できる環境整備を目指していく。

## 第5 農業近代化施設整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は首都圏における都市近郊型農業の傾向が顕著にあらわれてきており、今後、さらに高能率な農業を展開していくため、農業生産基盤の整備を総合的に推進するとともに、農地の効率的な利用を図っていく。また、認定農業者の規模拡大及び集落営農の組織化を進めることにより、農業機械・施設の有効利用や効率的利用による生産性の向上を図っていく。さらに、主産地形成を目指し、品質の向上を図り、省力化技術の導入や大型機械の導入により作業の一貫体制の確立を図っていく。

#### ア. 米・麦・大豆

稲作を中心とする土地利用型農業の規模拡大と良質米の安定供給、生産性及び反収の向上・生産規模の拡大による農業所得の増大・労働時間の削減による労働条件の改善等を積極的に進める。併せて、施設園芸農家・畜産農家・果樹生産農家等の米麦生産に関する施設・機械等の過剰投資を抑制するため、農家同士の連携強化により農業機械や施設の共同利用を進める。

麦類は、経営所得安定対策制度の戦略作物として、地域農業経営の確立を推進する上で重要な作目である。麦類の生産性の向上を図るため集落営農組織を中心に効率的な機械や施設の利用体制の確立を促進することにより、規模の拡大・作業単位の大規模化を推進する。また、生産流通の合理化のため、品種や熟期・品質の統一と集出荷単位を拡大することで、需要者の要望に沿う麦と一体的なばら出荷体制の確立を推進し流通コストの低減を図る。

大豆は、戦略作物としてだけでなく、食料自給率向上の点からも重要な作物であり、ほ場の団地化、労力削減のため機械整備と農業機械や施設の共同利用を進める必要がある。

#### イ. 施設園芸

首都圏など大消費地への生鮮食料品の供給基地として、本市は施設園芸が盛んであり、消費者ニーズに応える品質の高さは市内外から高い評価を得ている。いちご、にら、トマト、梨、花などは本市を代表する「かぬまブランド」として認定されており、特にいちごとには、国内有数の生産量を誇っている。

近年は、市内のトマトやいちごを筆頭に ICT 機器の導入が進み、所得向上が図られている。今後は、新技術を活用した多収安定生産の確立と高度環境制御による所得向上を目指すため、スマート農業に対応した施設整備の支援を検討する。

#### ウ. 飼料作物

乳用牛、肉用牛に代表される家畜の飼育は、配合飼料の多くを国外に依存しているため、自給飼料の確保は極めて重要であり、栽培面積の拡大は農家所得の増大につながるものである。

今後は、農業機械や施設の更新・有効活用を推進し、畜産農家と耕種農家の連携強化により農地流動化の推進、転換田・水田裏作可能地の活用、飼料作物の促進を図る。

#### 2. 農業近代化施設整備計画

今後、検討する。

#### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

農林商工連携や6次産業化を視점에検討する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農業の確立を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の育成が必要である。その為にも、女性農業者や青年農業者に対して認定農業者への誘導と新たな担い手の確保育成を図っている。平成19年度からは新規就農支援センターを設立し、関係機関との連携のもと積極的な支援を行っている。

また、農業者確保の裾野を広げる視点から地産地消の推進や、令和4年に策定した「かぬま元気もりもりプラン partIV」に基づいた食育の普及活動を通じて次代を担う子どもたちの農業に対する理解を深めていく。

本市の新規就農支援制度を通して、市外からの移住者による新規就農が増加している。今後は、移住・定住支援を強化し、農村地域の定住環境整備や地域住民の受け入れ体制の整備に努める。

また、農業従事者の過半を占める女性について、男女共同参画の視点から各種支援を推進する。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

本市では、いちご・にらの生産農家の増加を図るため、新規就農研修制度を構築し、新規参入者への研修を実施している。

今後は、いちご・にら以外の作目での研修制度の創設と、それに資する施設の整備を検討していく。また、新規参入以外の就農に対する支援も検討する。

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では農業経営基盤強化促進事業により、意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すに当たって制度資金の活用による支援のほか、農業再生協議会の相談窓口や情報提供等の活動を推進する。

また、平成24年度において「鹿沼市人・農地プラン」を策定し、離農する農家や農地の貸し手への支援による中核的農家への農地の集約を推進し、意欲的な新規就農者に対する支援を行っている。

認定農業者等の意欲的な担い手の育成・確保については、地域農業の担い手としてさらに確保・育成を行う必要があることから、経営改善等を支援し、生産販売や経営管理などについて高い能力と優れた経営感覚を兼ね備えた経営体へ誘導する。今後の当市農業を担う意欲的な担い手を積極的に確保、育成するため、新規就農者の就農に必要な技術、知識の習得のための研修及び資金手当の支援を行う。さらに、各種研修会や再利用可能な経営資源の情報提供、補助事業導入の案内等の支援についても推進する。

畜産農家においては、高齢化や飼料価格の高騰が進む中、不足する労働を確保し経営の規模拡大や生産コストの低減を推進するために、コントラクターやTMRセンターといった飼料生産外部支援組織の役割が今まで以上に重要となっている。そのため、新規組織の育成を図るとともに、効率的作業のための農地集積・集約や広域流通の取組を支援するなど機能強化を図る。



## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

社会の進展や構造の変化、AI・IoT・ICT等の技術躍進により、農業を取り巻く環境は大きく変容しつつある。一方で高齢化や過疎化等の表面化してきた社会課題が具現化し社会問題となりつつある。これらの現状を踏まえ、農業従事者の安定的な就業を確保するため、「持続可能な農業」、「骨太な農業経営体の確立」、「就業機会の確保」を実現していくことを目標とする。

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

#### (1) 持続可能な農業

##### ア. 持続可能な農業の推進

農業は土地や水、生物資源などの自然資本に立脚しており、環境変化による影響を受けやすく、また、その事業活動を通じて環境に直接作用する産業である。このため農業の持続的な発展と安定した営農の実現するため、農業に由来する環境への負荷低減を図る生産方式の導入を促進する。

併せて農業者の高齢化や担い手不足など人的課題は農業経営体の維持・存続において重要な課題である。従来からの生産技術と最新技術の連携による、作業の効率化、標準化等を実現するためスマート農業の導入を支援するとともにスマート農業に対応した基盤整備を推進し、農業における安定した就業環境を整備する。

##### イ. 共同活動・集落営農等の推進

農村における共同活動や集落営農活動は、地域の農業生産基盤の維持保全や農地の合理的利用、耕作放棄地の発生防止、機械・施設利用の効率化等において欠かせないものであり、営農の中心的役割を担う専門的な農家と小規模・兼業・高齢農業者等・非農家により農村集落の維持を相互に補完し合いながら、安定した農業を営める活動を支援していく。

##### ウ. 農業における人・モノの動きの新たな仕組みの検討

高齢化や過疎化等の社会課題が顕在化してきた段階から、社会問題として具現化されつつある。特に農業においては、高齢化による農作業の困難化や出荷困難による離農といった問題が発生し始めており、農業経営維持が困難な状態に陥るケースもみられる。出荷方法や人的作業の効果的な手法など社会における新たな仕組みの検討を進める。

## (2) 骨太な農業経営体の確立

### ア. 高収益作物の導入推進

本市の地形は大きく分け南東部の平地と北西部の中山間地域から形成されており、その大部分を中山間地域が占めている。中山間地域における農業については地形的制約から耕作面積に制限があり収量が限られてしまう。安定した農業経営体を維持するためには、限られた耕作面積の中でいかに市場性の高い作物を栽培できるかが重要であり、地域に適した高収益作物の少量多品種栽培に向けた新規作物の導入を推進する。

### イ. 農業所得（付加価値）向上へ向けた取組の推進

直売所や食品加工施設等については、生産者が価格決定権を持つ販売ルートであるとともに、生産者と消費者が最も近づいた流通形態である。これは流通費用分の中間マージンを生産者自らが所得化できる仕組みであり、生産者の農業所得向上機能として推進していく。

## (3) 就業機会の確保

### ア. 農業従事者の安定的な就業機会を確保するための方策

兼業農家等で他産業に従事したい農業従事者が、安定した就業機会を得るため、職業紹介や雇用情報が良好に提供されるよう、関係機関との連携の下、連絡や調整体制の確立に努める。

併せて常時一定の雇用を確保する観点から企業誘致に向けた産業用地の確保や企業誘致活動を推進する。

## 3. 農業従事者就業促進施設

施設の種類	施設の内容	位置	対象者	対図番号	備考
農業交流施設	農村レストラン 農産物加工所	上南摩	農業者、農業者団体、市内在住者	△1	-
農業交流施設	直売所等	茂呂	農業者、農業者団体	△2	道の駅化

## 4. 森林整備その他林業の振興との関連

山村振興農林漁業対策事業等により整備される地域農林産物の加工利用高度化のための施設及び地域資源を利用して振興が図られる観光農林業等の活用により、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保に努める。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

農業振興地域は、食料を供給する機能を有するとともに、国土の保全及びゆとりや安らぎの場、都市と農村の人々がともに交流する場の役割等の多面的機能が発揮されることで美しい田園風景を形成している。

しかし、農業者の兼業化や高齢化、農村の混住化が進行し、農村における共同体意識が希薄化するなど、農村の生活を取りまく環境は大きな影響を受け、集落機能の低下が顕在化している。

今後とも本市の農業・農村が持続的な発展をしていくためには、農村の生活環境の整備を総合的に行い、心のふれあいを基調とした活力ある地域づくりが必要である。

このため、全国的な広がりを見せる「田園回帰」による人の流れを取り込み、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」、デュアルライフ（二地域居住）やサテライトオフィスなどの多様なライフスタイルへの対応や、関係人口の創出・拡大、インバウンド需要の取り込みなどによる地域の活性化を図ることで集落機能を維持し、安心して農村に住み続けられる環境整備を図っていく。

また、近年の大規模な自然災害に対応するべく、水防施設の整備も検討していく。

### 2. 生活環境施設整備計画

今後、検討する。

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源涵養及び山崩れや土砂流出の防止等、自然環境や生活環境の保全等に大きな役割を果たしており、これら森林の持つ公益的機能を維持・活用した公園等を整備し、地域住民の交流及び生活環境の整備を進める。

### 4. その他の施設の整備に係る事業との関連

地域住民の積極的な参加を求めて、農村総合整備モデル事業による集落道、集落排水施設、農村環境整備、むらづくり総合振興対策事業による農村公園、農村広場等の施設を整備した。また、近年は畜産等における飼養頭羽数の増加による地下水の汚濁が懸念されるため、堆肥化センターの利用促進を図るとともに上水道を整備することで、快適で魅力ある農村社会の形成を目指す。

また、企業誘致基本方針に基づく企業誘致重点地区について、農業と商工業のバランスの取れた発展を推進する。